

「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」改定について

美しい国づくり政策大綱・景観法付帯決議を受け全国44事業において試行(H16-18)

対象:優れた景観を有する地域で行う事業／景観上の影響が大きい事業／事業により景観形成を図る事業について、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階から選定

方法:事務所等が「景観整備方針」を策定することにより、周辺景観を考慮しながら景観の目標像を検討
学識経験者(事業景観アドバイザー)、住民、地方公共団体・NPO等と連携して実施

評価:設計の妥当性を模型、CG、フォトモンタージュ等を用いて予測・評価



景観形成の考え方と判断を共有する仕組みとして成果

3年間の試行・各局のガイドラインの策定を踏まえて内容見直し、H19年度より運用

試行における主な課題と対応 (行政・コンサルタント・学識経験者に意見聴取)

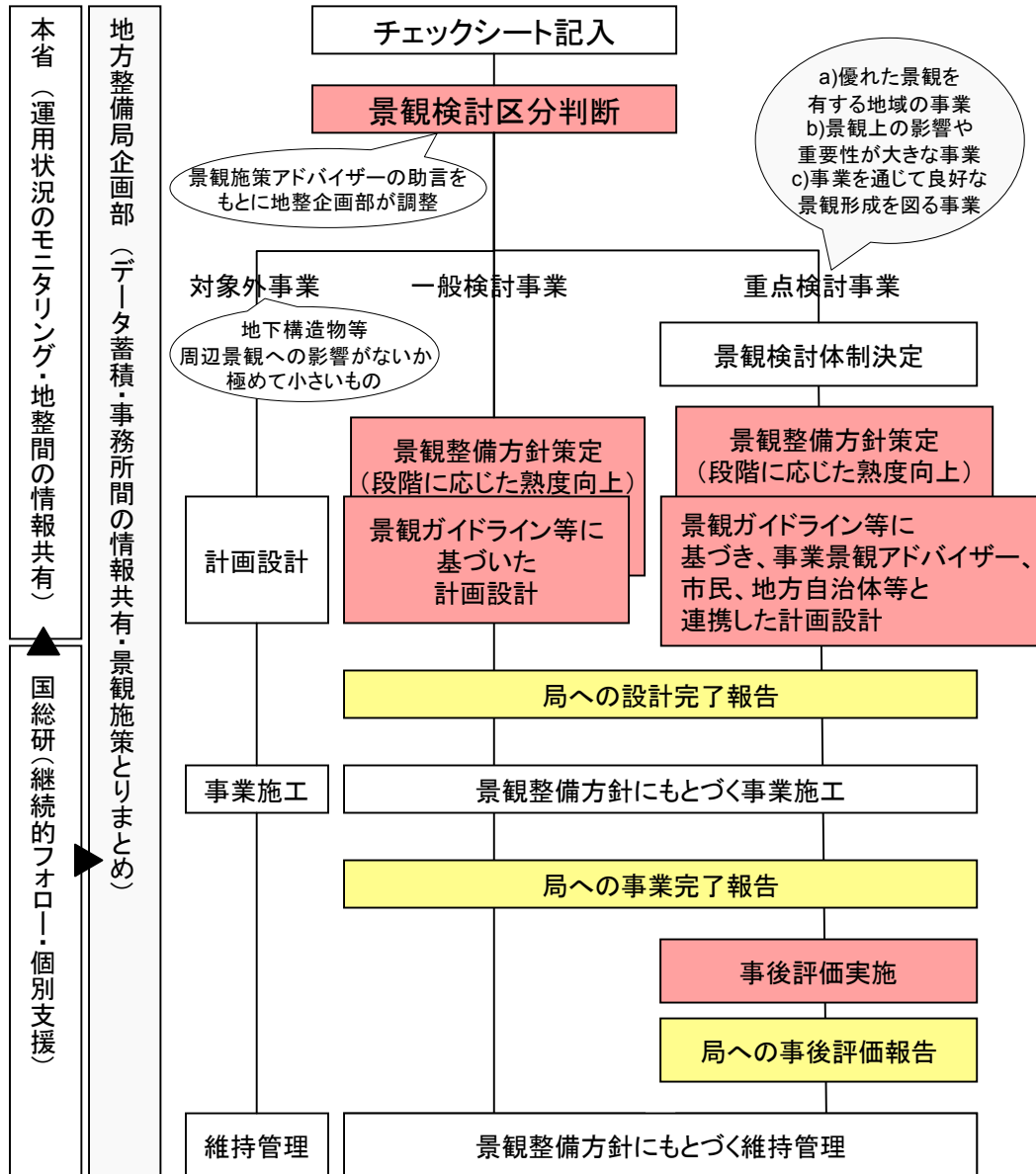
- 景観評価か景観検討か目的が不明瞭
- 評価の手順やタイミングが不明瞭
- 対象事業の選定に課題
- 事業初期の景観整備方針策定は困難
- 景観アドバイザーの役割が不明瞭
- 地整企画部の役割が不明瞭



- 景観検討手順に評価を位置づけPDCAサイクルを確立
- 構想から維持管理段階における検討の流れを明確化
- 全事業を対象とし、検討内容、手法については、対象事業の景観上の重要性に応じたものとする
- 景観整備方針は計画・設計の中で熟度向上
- アドバイザーを分類し、役割を明示
- 調整役としての地整企画部の役割を明示

改定「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」の骨子

事業における景観検討の流れ



本省（運用状況のモニタリング・地整間の情報共有）

地方整備局企画部（データ蓄積・事務所間の情報共有・景観施策とりまとめ）

国総研（継続的フォロー・個別支援）

景観評価を景観検討の中に位置づけ

良好な景観形成を図るため景観整備の具体的な方針について適切な評価を実施し、その評価結果を実際の計画・設計等に反映していくことが必要。そのため、評価は、景観検討の流れと一体的に行うことが不可欠であることから、検討段階に応じた景観予測・評価と事後評価実施を検討の流れの中に位置づけ

対象事業の景観検討区分を3分類

事業の景観上の条件によって景観検討の程度を①重点検討事業②一般検討事業③対象外事業に分類し、適切な景観検討を行う

景観整備方針の位置づけ明確化

計画～維持管理の検討の一貫性確保ツール
段階に応じて内容の熟度を向上させる
重点検討事業では検討体制を整備し、市民等と連携して景観検討を実施・HPなどで公表

景観アドバイザーの役割明確化

景観施策アドバイザー：
整備局等の景観アドバイザー会議を構成
地域全体の景観整備の方向性等を議論
事業の検討区分の判断に関する助言
検討中の事業に対しては今後に関する助言

事業景観アドバイザー：
重点検討事業では当面事業景観アドバイザーを任命
各事業に対して具体的な助言を行う

企画部の役割明確化

- ・整備局等の直轄事業景観施策のとりまとめ
- ・事業の検討区分の判断の調整
- ・事例蓄積・情報共有窓口

景観検討に関するPDCAサイクル確立

- ・設計完了報告・事業完了報告
- ・事後評価の実施と報告